

JA秋田しんせい「つぶぞろい生産者協議会」設置要領

第1 目 的

このJA秋田しんせいつぶぞろい生産者協議会(以下生産者協議会と称する)は、つぶぞろいブランド化推進チームが策定した「つぶぞろい」の生産・販売戦略に基づき、それに付随する稲作技術の向上、牽引を図ることを目的とする。

第2 名 称

この生産者協議会はJA秋田しんせいつぶぞろい生産者協議会とする。

第3 活動事項

この生産者協議会では、次の活動を行うものとする。

- 1 つぶぞろいブランド化推進チームが策定した生産・販売戦略に関すること。
- 2 1のための稲作技術の向上及び地域稲作の牽引に関すること。
- 3 その他、つぶぞろいのブランド化に必要な活動に関すること。

第4 組織・構成

- 1 この生産者協議会は、次の団体、個人をもって構成する。
JA秋田しんせい稲作連絡協議会委員
つぶぞろい県実証圃担当農家
つぶぞろい生産農家
- 2 この生産者協議会に、アドバイザーを置く。
全国農業協同組合連合会秋田県本部
由利地域振興局農林部農業振興普及課
- 3 この生産者協議会の事務局は、秋田しんせい営農生活部米穀課に置く。

第5 運 営

- 1 この生産者協議会の役員はつぶぞろい作付けの有無に係らず稲作連絡協議会の役員がそのままあたる。
- 2 この生産者協議会の活動は、協議会会長が召集・指示する。
- 3 会議では会長が議長にあたる。

第6 経 費

この生産者協議会に必要な経費は、秋田しんせい農業協同組合栽培技術指導費をもってあてるものとする。

付 則

この要領は平成28年9月5日から施行する。